

## 第3期介護保険事業計画 策定委員会 第9回会議録

【開催日時】平成17年12月14日(水) 14時00分～15時20分

【開催場所】福岡県自治会館101会議室

【出席者】

策定委員：小賀会長、秋田委員、安藤委員、香月委員、中川委員、波多江委員、  
馬場委員、藤丸委員、藤村委員、矢野委員

広域連合：藤総務課長、田中事業課長、有尾総務課長補佐、海蔵寺事業課長補佐、  
石橋事業課長補佐、玉江企画電算係長、廣瀬資格管理係長、  
吉岡認定係長、宮越、吉田、米丸、瀬口

支部事務長：神武、行実、藤城、棕本、太田、盛永、石井、鶴岡、三小田、中本

コンサル：吉川、矢部(財団法人全国保健福祉情報システム開発協会)

古野本(エヌシィ情報機器株式会社)

【会議資料】 第5章 制度改正に伴う新事業等(3回目)

【議題】 制度改正に伴う新事業等 について

### 1. 開会

事務局

それでは、定刻になりましたので、ただいまより福岡県介護保険広域連合第9回第3期介護保険事業計画策定委員会を開催いたします。

早速議事に入りたいと思います。小賀会長に議事をお戻しいたします。

### 2. 審議

小賀会長

皆様こんにちは。これより第9回の策定委員会を開始させていただきます。

本日の議題は1点です。

前回までの議論の中で、指摘されていましたが、本日提出されている資料の特に5ページの部分になります。広域連合として地域包括支援センターの運営体制も含めて、実質的に被保険者及び要介護高齢者を支えられるような仕組みを作るために広域連

合としてどのような取組みを具体的に考えればいいのか、ということだったと思います。

また資料 4 ページの上部にある 5 - 2 の表をより詳しくし、13 ページにある概要図を広域連合の実状に即したものに、ということで、事務局の方で検討していただき、改めてきちんとした体制をとるために、本日はこれらについて提案をしていただきたいと思います。

では、これについて、事務局から説明をいただきたいと思います。

事務局

(資料説明)

小賀会長

ありがとうございました。

それでは、特に資料 5 ページの図表 5 - 4 概念図について、このような形で地域包括支援センターに続く各構成地町村の動きがどうかというところでご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

特にこれまで問題になっていたのが、高齢者やその家族の介護ニーズを市町村単位できちんと受けとめ、最終的にはその介護ニーズを広域連合の問題としてきちんと把握できるか、そのためのシステムをどのように構築していくのかということだったと思います。そうしたことが、この概念図で可能となっていくのかどうか、ということで今の事務局の説明に関してご意見、ご質問をいただければと思っております。

その上で、特に構成市町村が高齢者及び家族の介護ニーズをきちんと受けとめていくということを考えた時に、介護サポートセンターを開いているだけでは弱いのではないかとご意見もありましたので、そこは関係機関、具体的には社会福祉協議会、実際の介護サービスの提供をする介護保険施設、従来から存在する在宅介護支援センターも位置付けながら、それらの関係機関が中心となって地域ケア会議を取り組んでいくということです。

この地域ケア会議については現状を見ると、構成市町村で開催回数や内容についても非常にばらつきがありますので、ガイドラインを提示するということになるかと思いますが、年間で開催すべき最低限の回数等も含めてご意見をいただければと思うところです。

馬場委員

資料 5 ページの概要については分かりやすく記載されていると思います。その下に運営協議会の業務という部分がありますが、その他の地域ケア推進協議会や介護サポートセンター、地域ケア会議についても同じように記載があれば良いかと思います。

また、この図を見ながら 7 ページを見ると、地域包括支援センター運営協議会に記載されている人員構成と、地域ケア推進協議会の人員構成である「地域の各関係機関の代表」と同じことになるのではないかと思いますがいかがでしょうか。また、地域包括支援センターの人員構成にある「各関係機関の代表」についてはどのようにお考えなのでしょうか。

小賀会長

資料 5 ページの図表 5 - 4 と 7 ページの図表 5 - 5 では、少し違いがあるように見えます。7 ページの図表については 5 ページの図表を基準として手直しが必要になるのではということと、地域包括支援センター運営協議会の人員構成についてのお考えはどうかということですが、いかがでしょうか。

事務局

現在、地域包括支援センター運営協議会は、本部に 1 ヶ所設置するという事になっていますが、運営協議会はこの策定委員会の構成を基本として、また、地域ケア推進協議会の方は、資料 7 ページに記載されています関係団体を基本としながら、各地域の実状に応じて、地域を代表する事業者等で構成することを考えているところです。

秋田委員

私もどちらがいいのか分からず、広域連合や委員の皆さんの意見も聞きたいと思いますが、地域ケア推進協議会について、広域連合には資料 2 にあるように非常に多くの市町村があるわけですから、前回私は地域の利用者の顔が見えるような仕組みにしたほうがいいのではないかと述べましたが、出来上がった図を見てみると地域包括支援センターにそういう体制を作るのか、市町村の介護サポートセンターにあるのがいいのか、迷っています。そのあたりについて、皆さんからの意見も伺いたいと思います。

小賀会長

地域包括支援センターと地域ケア推進協議会をどこに位置付けるのかということについて、地域包括支援センターに位置付けた方がよいのか、市町村レベルでの介護サポートセンターとの関係で位置付けた方がよいのか、皆様方はどのようにお考えでしょうか。

おそらく実態として、事務局としては市町村レベルでの高齢者や家族の介護ニーズをきちんと把握し、顔が見えるような細かな対応を図っていくということについては、地域ケア会議を想定していると思います。そこでしっかりと受けとめながら、市町村ごとの格差等々を、地域ケア推進協議会や地域包括支援センター単位で調整していくことができれば、そこで地ならしを行うという役割として、別の機関として配置されたのだと私は解釈していましたが、皆様方は秋田委員のご意見についてどのようにお考えでしょうか。

秋田委員

私は実際に地域ケア会議からは離れていますし、各市町村それぞれ概要がバラバラです。仮に実際の介護サポートセンターに色々な意見を指摘、提言できるような部分について地域ケア会議に対するガイドラインのようなものを折り込めれば、この図でもいいのではないかと思います。広域連合としてはそういうことは可能でしょうか。

#### 事務局

広域連合としては市町村に対して、地域ケア会議のような会議を、例えば年に数回開催するというような方向で指導やお願いをすることは可能だろうと思います。

#### 小賀会長

法的な拘束力はないにしてもガイドラインという形で、例えば地域ケア会議を年間に開催する最低の回数や、地域における審議内容等についての指示や、概ねの構成メンバーについても提案するような内容を示せば、各市町村における動きを平準化できるのではないかと思います。そのあたりについて、実際に地域ケア会議のような地域単位の会議に参加されている方もいらっしゃると思いますが、他の皆様はどのようにお考えでしょうか。

#### 馬場委員

私は二丈町の地域ケア会議に所属しています。他の市町村の事はよく分かりませんが、そこでは月に1度必ず開催されていまして、時間もかなり使って行われています。独居の高齢者や認知症、徘徊の問題、どうしてもケアプランが作れない方やプランを作っても利用しない方、要介護状態であるにも関わらず拒否が強く介護保険サービスを受けない方、社会資源を繋ごうとしてもやはり本人、家族の意思が強い等、処遇困難事例について、広域連合事務局長、市町村の保健師、在宅介護支援センター等の方々話し合われ、きちんと開催されています。

#### 香月委員

資料5ページの図表5-4を見ていますと、地域包括支援センター運営協議会を本部に1ヶ所、地域包括支援センターを各支部に1ヶ所ずつ作られ、介護・支援を必要とする高齢者の持つ問題をいかに持ってくるかということを示しているのだと思います。今回、右側に地域ケア推進協議会が新たに作られ、そこから意見や支援のあり方が地域包括支援センターに入ってくるようになっていますが、これは従来の部会で検討されたような中身であると説明されていました。資料の3ページを見ると運営協議会の設置については本部に1ヶ所、という形で明記されていますが、この地域ケア推進協議会については設置単位はどのようになるのでしょうか。

#### 事務局

地域ケア推進協議会は各支部、地域包括支援センターごとに設置する予定です。

#### 香月委員

そうであれば、資料にそのことを明記した方がいいのではないかと思います。

また、5ページの図表に戻りますが、この図表では地域ケア推進協議会から地域包括支援センターに意見が入って、地域包括支援センターから市町村に戻っていく形になってい

ますが、どちらが主になるのか、実際の高齢者が持つ問題を検討するのに参考となる意見が入ってくるといふ仕組みならば、広域連合ではこういった形で特徴を出したということですので、これでうまく運用できれば良いと私は感じています。

小賀会長

今のご意見の中に疑問が1点ありまして、地域ケア推進協議会については地域包括支援センターごとに、つまり支部に1ヶ所設置するということが明らかにしていただきました。

また、地域ケア推進協議会が市町村間の動きを地域包括支援センターから情報として入れてもらい、適切な意見や支援を地域ケア推進協議会から地域包括支援センターへ入れてもらい機能させていくことができれば良いのではないかとのご意見でしたが、その他にはいかがでしょうか。

では、地域包括支援センターごとに地域ケア推進協議会を位置付けるという事務局提案についてはこのような形でよろしいでしょうか。

全委員

(承認)

小賀会長

では、先ほどのガイドラインの提示という点では、特に地域ケア会議のあり方が市町村ごとでとても大きな意味を持ちますので、私はやはり基本的に1ヶ月に1回以上、年間を通して12回以上会議を持つということが回数としては必要で、地域ケア会議の人員構成についてもこの下に関係機関として挙げられている市町村の社会福祉協議会、介護保険施設、また委員の方々からも言われていましたが在宅介護支援センターも従来どおり運営されていくのであれば一役かっただくということで、地域ケア会議のメンバーとして位置付けていただくということですし、窓口に関しては市町村がその役割を発揮していくということが基本にあると思います。そのあたりも含めて、地域ケア会議のあり方等についてご意見をいただければと思います。

資料2にありますこれまでの地域ケア会議の実施回数に関して、ガイドラインを設けることによって開催数は全体的にぐっと上がっていくはずだと思います。広域連合である以上、加盟自治体の動きを平準化していくということは非常に重要であると思います。例えば資料の中でも自主開催回数の非常に多い岡垣町等を見ますと、全体の構成市町村に対する割合との関係では、一概には言えませんが、給付についてもうまく機能しているのではと思わせるような状況にあるのではないかと思います。

ガイドラインを設けるということについては、ある程度答申の中にも書き入れていきたいと思っています。

矢野委員

私は水巻町に所属していますが、資料 2 を見ますと、平成 16 年度が 13 回で平成 17 年度が 7 回となっています。これは年度始めに協議した結果、奇数月に開催しようということで、年 6 回と予定しておりました。しかし、在宅介護支援センターの方からある高齢者が今まで要支援だったのに非該当に変更になったということで、何か手をうたなければ孤立してしまうという相談がありまして、臨時で開催しました。

いつも地域ケア会議の中で悩むのは、いわゆる基準が無いことです。例えば年金がぎりぎり生活保護を受給する寸前の方も、高額な年金をもらっている方も、それを区別する基準が無いものですから検討がしづらいのです。ですから、ある程度こういったケア会議の中でも、そういった収入の基準を作った方がいいのではないのでしょうか。

また、地域ケア会議を開催する基準が、要支援の方が非該当になった等の介護保険と関係のない部分で行っていることもありますから、そういったことについても整理して欲しいと思います。

小賀会長

これまで開かれてきた地域ケア会議は、直接的に要介護高齢者や介護の対象となっていくであろう高齢者だけを対象に議論してきたわけではないということでした。そのことと今回の地域ケア会議との関連についてどのように考えれば良いかというご質問だと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

当然地域ケア会議の持ち方というのは、各市町村によって様々ではないかと思えます。先ほど要支援の方が非該当になったという例ですが、来年度以降は介護予防事業の実施ということでハイリスクな要介護、要支援になるおそれのある高齢者に焦点をあてて、介護予防重視型システムへ転換されていきます。そういった視点にかなり重きを置きつつ、例えば今回は非該当と認定された方でもそのまま放っておけば再び要支援、要介護状態になるおそれもありますので、そういった方々の把握も含めながら介護予防事業等に結び付けていくという必要性が出てくると思います。地域ケア会議も介護保険中心とはいいつつも、ハイリスクな方々にもスポットを当てていくわけですから、そういった方々の把握に努めていく必要性は十分にあると思います。

小賀会長

これまで市町村レベルで開かれてきた地域ケア会議というのは、そのあり方についての具体的な決まりが無いので、当然それぞれの地域に生活に困っている高齢者がいれば、公的な援助を何らかの形で展開していくことができるのであれば展開していこうというように、生活困難を抱える高齢者のケース会議というような性格を持っていたところもあると思います。今回、介護保険との対応で見た場合、ここで言う地域ケア会議は基本的に介護の対象となっている、あるいは対象となるであろうという、介護サービスを中心に考えた高齢者

への支援やケース会議の要素を持った中身ということで位置付けていくことになると思います。そこについてはやはりそれぞれの構成市町村でこうした会議の持ち方を制御してもらう必要があるのではないかと思います。今回事務局が提案してきている地域ケア会議で何でも議論していくということになると、それこそ毎日ケア会議を開かなければならないということになりかねないので、この事務局提案の地域ケア会議は介護保険を中心にして高齢者の問題を把握し、解決を図っていくということを軸にしながら、それだけでは問題解決が図れない高齢者については、個々の自治体でもう少し会議の持ち方を変える、あるいは発展させるという形で、会議の持ち方を工夫してもらうことになるのではないのでしょうか。そうすることによって高齢者の問題が介護の問題だけではないということが、自治体の方でもより細やかに分かるのではないかと思います。

今回の制度改正によって、高齢者福祉イコール高齢者介護というようになってしまいがちな部分も、ここでふるいにかけることによって高齢者問題は何も介護の問題だけではないということも整理していかねばならないと思います。そうしたことを整理するという意味でも、高齢者介護に絞り込んだ地域ケア会議の存在というものが意味をなしていくと思います。介護の対象とならない程度の生活困難を支える高齢者の問題を改めて受けとめていく役割については、各自治体でそれを受け止めていくための支援会議を別個に設定する必要があるのではないかと思います。

そのような流れで考えていってよろしいでしょうか。

馬場委員

別件ですが、資料 2 に各構成市町村で地域ケア会議を開催する際に、市町村が主となったり在宅介護支援センターや社会福祉協議会が主となったりしていますが、広域連合ではないのですが、平成 18 年度以降は在宅介護支援センターが廃止になり地域包括支援センターになるところもあると思います。たとえばランチや出向などの形があると思いますし、どうなるのかということは各市町村によって様々で違いは生じるということで認識してよろしいですか。

事務局

今のところの基本的な考え方は、市町村の窓口である介護サポートセンターは市町村に設置するようお願いする方向で考えています。在宅介護支援センターの持つ業務については、それぞれの市町村で考え方も違うと思いますので、在宅介護支援センターの活用の仕方は各市町村で異なってくると思います。

小賀会長

その他にご意見等が無ければ、本日の提案について基本的に承認していただくということでもよろしいでしょうか。

全委員

(承認)

小賀会長

ありがとうございます。

それではこの地域ケア会議については年が明けてから、私の方で答申の基本案を作成いたしますので、それを皆様方で検討していただくための会議を持たせていただきたいと思います。その中身を把握していただいた上で、必要なことがあれば訂正、追加等していきたいと思います。

では、本日の大きな議題はこの 1 点ですので、事務局の方からその他ということでご報告をいただきたいと思います。

事務局

3 回にわたり、制度改正に伴う新事業についてご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、地域包括支援センター運営協議会を広域連合で設置を早急に行いたいと思います。先ほどご質問の中にもありましたように、構成メンバーということはどういった方々に願いますかということです。

(資料読み上げ 略)

また、構成メンバーや人数については、団体等について推薦をお願いする場合は事務局の方からお願いし、個人的にも事務局からお願いしご了解をいただいて、地域包括支援センター運営協議会の設立を早急に進めたいと提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

小賀会長

決定はまた今後のこととなりますので、事務局の方からお願いすることがありましたら是非ご協力をお願いしたいと思います。

また、次回日程についてですが、年が明けて 1 月 20 日の金曜日 14 時から第 10 回目の委員会を開催させていただきたいと思っています。

保険料の問題と関わって構成市町村をどのようにグループ分けしていくのかという議論を行いたいと思います。

また、1 月 27 日金曜日の午前中に第 11 回目として全体の事業計画案について検討を行い、その日の午後に最後の会議として答申案を検討していただくことを予定しています。

答申案については 1 月 20 日までに作成し、会議終了時にお渡しできるようにしたいと思います。事前に目を通していただきまして 27 日の会議にご参集いただいた上でご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局に議事をお返しいたします。

### 3. 閉会

事務局

長時間にわたるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして福岡県介護保険広域連合第9回第3期介護保険事業計画策定委員会を閉会いたします。

以上